

緩衝帯を有する接続部の評価について

福岡市消防局指導課

防火対象物の消防用設備等については、棟単位（一部の例外を除く。）で、消防法第 17 条の定めにより設置されることとなります。

ただし、「消防用設備等の設置単位について」（昭和 50 年 3 月 5 日消防安第 26 号）により、原則として一棟としてみなされる防火対象物であっても、当該通知の条件に該当するものは、それぞれ別の棟として、消防用設備等が設置できるように運用されています。

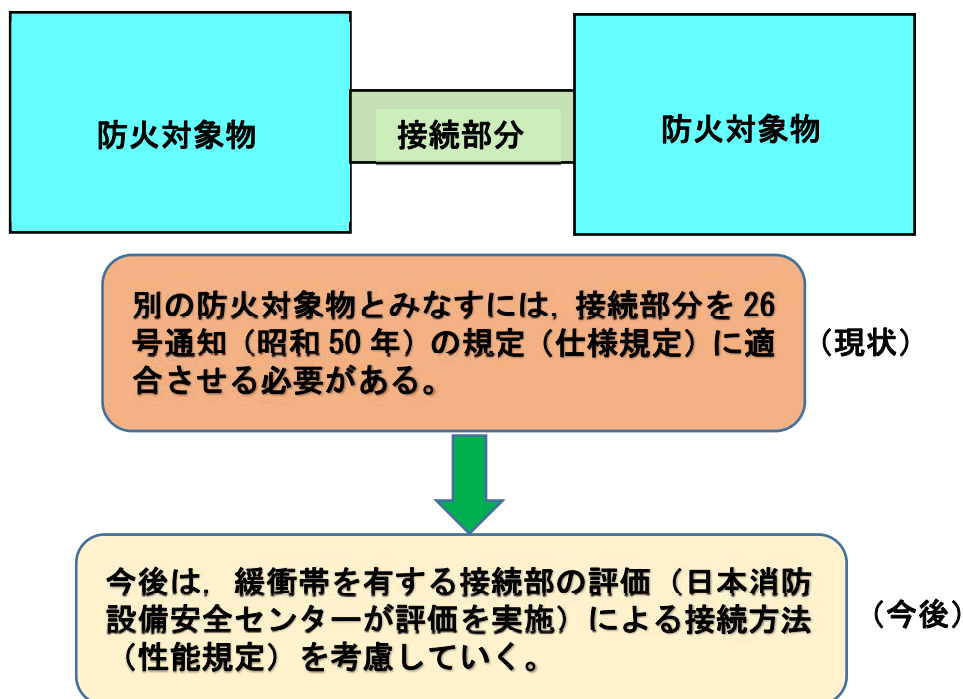
しかしながら、昭和 50 年の通知で示す施工方法では、開口部の面積などの条件にそぐわないことから、都心部の再開発事業などの大規模な開発において、設計上の規制が大きく、開発を阻害する一因になりかねません。

このような背景により、今回、一般財団法人日本消防設備安全センターが、緩衝帯を有する接続部の評価方法の報告書を取りまとめました。

内容については、防火対象物同士を接続する場合、仕様規定で定めていたものを、性能規定で定めるものです。

今後天神地区での再開発に伴い、地下空間での回遊性を確保するため、公共地下歩道や地下鉄コンコースが隣接ビルと接続する形態が増加すると思われませんが、設計の自由度を確保するためにも、評価を取得する方法も考慮していきたいと考えています。

なお、評価については、一般社団法人日本消防設備安全センターが、消防設備システム評価により、緩衝帯を有する接続部の評価として行っています。



《参考資料》

「緩衝帯を有する接続部の評価方法」報告書の紹介（月刊フェスク平成 27 年 5 月）

「緩衝帯を有する接続部の評価方法」を用いた消防設備システム評価の評価事案の紹介

（月刊フェスク平成 30 年 6 月）